

鑑定人尋問を実現させ、再審開始へ

狭山事件の再審を求める 東京集会に参加しよう

■日時：2023年9月22(金) 午後6時30分開会—8時30分

■会場：台東区民会館 9階大ホール

台東区花川戸2丁目6番5号・9階

交通：東京メトロ銀座線浅草駅7番出口から徒歩約5分

東武伊勢崎線浅草駅から徒歩約5分

都営浅草線浅草駅A5出口から徒歩約8分

つくばエクスプレス線浅草駅A1番出口から徒歩9分

■主催：狭山東京実行委員会

■規模：300人



昨年9月開催 狭山東京集会

講演：第3次再審と鑑定人尋問請求

講師 狭山弁護団 河村健夫 弁護士

石川さんは無実です。裁判所は事実調べの実施を。

1963年5月1日、埼玉県狭山市で女子高校生が行方不明になり、脅迫状がとどけられるという事件がおきました。警察は40人もの警官を張り込ませながら身代金を取りにあらわれた犯人を取り逃がし女子高校生は遺体となって発見され、警察に世論の非難が集中しました。捜査にいきづまった警察は、付近の被差別部落に見込み捜査を集中し、石川一雄さん（当時24歳）を別件逮捕し、1カ月にわたり警察の留置場で取り調べ、ウソの自白をさせて、犯人にでっちあげました。一審は死刑判決、二審では無期懲役が確定しました。

石川さんは再審請求を申し立てましたが第1次再審、第2次再審は一度の事実調べもなく棄却。2006年5月に第3次再審を請求。2009年9月から裁判所、検察、弁護団による三者協議が開かれ、裁判所は検察に証拠開示を勧告しました。開示

された証拠に基づき弁護団によって次々と事件の新証拠が明らかにされています。

狭山事件の犯人とされた石川一雄さん（84歳）は事件から60年経った今も、無実を訴え続けています。2022年8月29日、狭山事件の弁護団は東京高裁に対して、有罪の決め手とされた「万年筆」についてインク資料の鑑定とこれまでに提出した新証拠の鑑定人11人の証人尋問を求める事実取調請求書を提出しました。

足利事件、布川事件をはじめ、これまで再審で無罪となったえん罪事件では鑑定人尋問や裁判所による鑑定の実施など新証拠の事実調べがおこなわれています。狭山事件では、裁判所は一度も事実調べを実施していません。裁判所が、万年筆インクの鑑定と11人の鑑定人の証人尋問をおこなうことを求めています。

裁判所は自ら万年筆に関する鑑定を 裁判所は確定有罪判決に合理的疑いがあるかどうか、万年筆インクの鑑定と 11 人の鑑定人に尋問を行うべきです。蛍光 X 線分析という科学的な手法で、3 度目の家宅捜査で発見された万年筆と被害者が当日使っていた万年筆のインクが違っていたという「確定有罪判決」を根底から崩す重大な結果がでており、裁判所は自ら確かめるべきです。

石川さんの家で発見された万年筆は被害者のものではなかった

被害者が事件当日に持っていた万年筆が、石川さんの「自白」により、石川さんの家から発見されたことが、有罪の根拠の一つにされていました。

しかし、発見万年筆のインクと被害者の万年筆のインクは別物であったことが、「蛍光 X 線分析」で明らかになりました。

別のものということは、石川さんの家で発見された万年筆は、被害者と無関係ということであり、「被害者の万年筆 = 発見万年筆」という有罪の根拠が崩れます。しかも、自白の強要と警察の証拠捏造が疑われます。

- 被害者が事件当日に書いたペン習字浄書の文字インク
- 被害者が使っていたインク瓶残存インク

クロム元素が検出された



発見万年筆と被害者の万年筆は別のもの

- 石川さんの家から発見された万年筆で書かれた数字のインク

クロム元素は検出されなかった

【集会プログラム】

- 18:00 受付開始・集会準備
- 18:30 開会あいさつ 司会
- 18:35 主催者あいさつ
- 18:40 集会基調の提案
- 18:50 第 3 次再審と鑑定人尋問請求 講師 河村健夫弁護士
- 19:45 石川一雄さん・早智子さんからのアピール (ビデオ・メッセージ)
- 19:50 団体アピール 各 5 分
- 20:05 集会決議案の提案
- 20:10 集会まとめ
- 20:15 閉会挨拶・団結ガンバロー
- 20:30 集会終了 (予定)

万年筆インクの鑑定と 11 人の鑑定人の証人尋問を求める署名にご協力をお願いします。

下記はオンライン署名の QR コード

